



あけましておめでとうございます

日本国憲法

第九条(戦争の放棄、軍備
および交戦権の否認)

日本国民は、正義と
秩序を基調とする国際
平和を誠実に希求し、
国権発動たる戦争と、
武力による威嚇又は武
力の行使は、国際紛争
を解決する手段として
は、永久にこれを放棄
する。

前項の目的を達する
ため、陸海空軍その他
の戦力は、これを保持
しない。国の交戦権は、
これを認めない。

今年は、戦後60年を迎えます。

平和憲法が定着したと思われたこの記念の年に、憲法「改正」の動きが加速されます。
「改正」の焦点をなす憲法9条を巻頭に掲げ、また東京北法律事務所「ニュース」で特集号を組んで、
日本国憲法の擁護を訴えます。

今年も、皆様のご健勝とご多幸をお祈りいたします。

2005年 元旦

東京北法律事務所 一同



御案内

業務時間：9:30～6:00
(土・日・祝日は休み)



の国際平和の指針

9条を守ろう —

許すな!! 憲法九条の改正

今年五月国会憲法調査会の最終報告、憲法改正国民投票法案の国会上程を契機に、日本国憲法を全面「改正」する動きが急速に表面化します。それと同時に、憲法改正に反対し憲法九条のすぐれた平和主義を擁護しようとする国民各層・地域での大きな運動が起ころうと予想されます。

この大きな問題を前に、今年の東京北法律事務所新春ニュースは憲法「改正」問題を特集しました。お読みいただき、憲法改正問題の資料として御活用願えたら幸いです。

憲法の改正とは

憲法は国の最高法規です。その内容は成立時の状況と国民がめざす人権の尊重、国によってめざす社会の相異から一様ではありません。

それでも、憲法を持つことは、国家が独立国であることを表し、同時に権力をもつてしても侵してはならない国民の権利を定め、これを保障する点では一致しています。それは、西欧において古くから、領民が戦いによって領主である君主から権利を獲得し、その後領主の横暴から領民の権利を守る砦として憲法を確立（立憲主義）してきたからであり、憲法の成立と人権確立の歴史が一体であるからです。

だからこそ、憲法の改正は、普通の法律改正と質を全く異にし、行きづまった国家では往々にして憲法を改正し、社会を別

の方向に向けようとはしますが、それによつては私たち国民の生活ばかりでなく生き方や、子ども達の健やかな成長そして命運にまで影響を与えることをとくに重視していかねばならないのです。

日本国憲法の徹底した平和主義

日本国民は、一九四五年（昭和二〇年）日本が第二次大戦で敗れたのを契機に、それまで天皇が主権者であったいわゆる明治憲法を根本から改めて成立しました。

日本が悲惨な戦争と敗戦を迎えたことで、日本国憲法はそれまでの相次ぐ侵略によりアジアと日本国民に何千万人もの犠牲者を出した悲惨な戦争の歴史を反省し、「もう二度と戦争はしない」ことを誓って成立した特別な経過があります。またこれを、アジア諸国民はもとより世界に向かつて誓った特別な事情をもっています。

同時に、内容でも日本国憲法は、国民主権のうえに民主主義社会を建設し、広く人権擁護をはかることを国民に保障しました。とくに平和に関しては「一切の戦争を放棄」したうえに、戦争の手段である「一切の武力の不保持」を宣言し、武力に頼らない国家建設を進めるとした点で、他国に例をみない大きな特質を持っています。

このことから日本国憲法は、世界的にも人類が到達した歴史上最高の憲法だと評価されているのです。過去において第二次大戦の勃発で「不戦条約」が破られ、最近では存在しなかった大量破壊兵器の脅威を理由にして、アメリカが自衛権を名目に使つてイラクに対し先制攻撃を加えたことで、「国際連合憲章」が破られた経験が身近にありました。

これらの反省から、平和を達成するには侵略戦争の禁止だけではならず、日本国憲法のように戦争のもととなる「武力を保持しないこと」をもつてこそ、平和構築の国際指針となるのだと、今日国際的にもいっそう注目が集まっているのです。

改正の狙いは9条第2項

昨年六月、参議院選挙を前にして自民党が「論点整理案」、民主党が「中間報告」、公明党が「論点整理」を発表しました。

これらによると、まず自民党案では、新憲法には立憲主義でなく「基本的な国と



人類が到達した最高

— 日本国憲法

いうものをしつかり書き、「国と国民の關係」をはつきりさせ、「愛国心」が芽生えるものとさせること、個人でなく家族や共同体が「公共」の基本をなすものとし、歴史・伝統・文化に根ざした「わが国固有の価値」を取り入れていくべきだとしています。そのような立場で全面改正を行うのだと主張していますが、とくに個別の改正では重点を9条に置き、現憲法と反対に「自衛のための戦力の保持」「個別的・集団的自衛権の行使」「国際協力（国際貢献）」を盛り込むとしています。この他、新しい権利として環境権、プライバシー権、知的財産権などを列挙していますが、他方でそれ以上に、公共の責務として「家族を扶助する義務」「非常事態における国民の協力義務」などを盛り込み、さらには見直すべき権利として「婚姻・家族における両性平等の規定（憲法24条）」憲法25条の「社会権」に関し「社会保障を支える義務の創設」などを主張している点で、驚くべき復古的・全体主義的な特徴がみられます。

民主党案は、グローバル社会の到来に対応する「国家」をつくる必要があります。憲法を「国民と政府とのルール」とする全面改正を提案しています。9条に関しては、現在の9条が国連憲章をほぼ忠実に反映したものとし（？）、これを前提にして国連の決議があれば「集団安全保障に関する」と、新しい憲法に国連憲章上の「制

約された自衛権があること」をそのまま明記することまで提案しています（憲法9条は国連憲章以上のものであるのに、です）。この他、「新しい人権」として、プライバシー権、知る権利、環境権などを取り入れ、これらの改正の態度を「創憲」の立場に立つものと呼んでいます。

公明党案では、日本国憲法の国民主権、恒久平和、基本的人権保障の三原則は「堅持」するとして、現在は部分的改正の立場にあります。しかし、昨年10月の今年の運動方針では、早くも、9条を堅持しつつも、自衛隊、集団安全保障、国際貢献を「加憲の対象」（注・9条3項、4項として追加する）とすると変更したと伝えられています。また、新しい人権として、環境権、プライバシー権などの取入れを主張しています。そして、これら憲法改正に臨む党の方針を「加憲」の立場に立つものと定義づけています。

以上のとおり、現在のところ、三党の改正内容には根本的に相違がみられます。「わが国固有の価値に戻れ」と新しい権利を加える「創憲」、「加憲」との間には大きな違いがあるだけでなく、自民党を含めてこれだけで今どうしても憲法改正が必要だとしているわけではありません。いま、憲法改正を必要としているのは、何よりもアメリカの要求で、日米軍事同盟関係を世界的規模に拡大させたいとする圧力が基本に

あり、イラク派遣延長、武器三原則の撤廃などこれに呼応する動きが国内に強まっているからです。その障害となっているのがいずれも憲法9条であり、これを改正させたいとする点で一致しているのです。

そして、憲法9条の改正ができるのならこの機会を利用して、憲法を国家と国民との新たな合意・ルールと格下げし、憲法の基本原理である立憲主義、すなわち人権規約である根本的品格を捨てさせ、「新たな時代」を理由に、自民党は「復古主義」的、「全体主義」的立場から国防・非常事態における義務まで各種義務規定を盛り込むようとして、憲法の性格変更を貫徹させようとしているのです。

9条を変えない「改正」案はない

したがって、今日の憲法改正問題は憲法9条、とくにその第2項を変えない改正案はあり得ないのです。

日本国憲法9条第2項、すなわち国際平和達成の指針である「武力の不保持」と「武力に頼らない日本の平和建設」がいま改正的とされ、危機にあるのです。

これは大変と考える皆さんが、今こそその立場を超えて、日本国憲法9条の明文改正を許さない点で団結し、国民の大きな力で9条「改正」反対の声と運動を起さなくてはなりませんか。

軍事的要求からのもの

命・財産を危うくする —

許すな!! 憲法九条の改正

国内の憲法改正の動き

日本国民は、今日の世論調査では、その六〇%が憲法九条の「改正」に反対しています。これは、すべての新聞・メディアの調査でも同じ結果であり、単に、一つの新聞社（たとえば朝日新聞〇四年五月一日号）の調査結果だけではありません。

去年二月二十四日が期限であったイラク派遣延長についても、国民の六三%が延長に反対しています（同社〇四年一月三六日）。

これは、アメリカのイラク先制攻撃以後、国民がアメリカの独断的な軍事戦略に危惧を広げており、日本政府がアメリカに追従を深めていることに国民が強く反対を表明している結果を表すものと考えられます。

ブッシュの軍事戦略と憲法改正

ブッシュ政権は二期目を迎え、国際世論の反対に抗し、理由のないことが明白なイラク進攻をなお正当化しています。

その陰で、日米安保条約で同盟国となっている日本を、経済大国として頼りにすると同時に、軍事的にも日本との関係を極東の範囲から世界的規模にまで広げ、世界的な軍事同盟関係に変質させたいと働きかけを強めています。それは、とりもなおさず、これからアメリカが手を広げる世界的規模での軍事介入で、日本の経済力と自国の兵士の死傷者の数を減らし、代わって日本の経済力と日本の自衛隊をアメリカの指揮のもとで「活用」したいと念願している

からです。

しかし、それにはまず日米安保条約の改定が必要です。条約上日本の領土と極東の範囲に限定されている軍事行動を一気に世界的規模に拡大することは、かつて六〇年の日米安保条約改定の際に日本国民が反対の声を大きな国民運動で示したことを考慮し、国民は許さないとみて、国民の手で「自主的」に憲法改正を行うよう働きかけを強めてきました。このことは、国連安保理事会に日本が常任理事国として加わりたいと意見表明する度ごとに、「常任理事国になるには、日本が憲法を改正することが必要だ」と、アメリカ国務省の要人が露骨に日本に憲法改正を囁きかけ、早めさせてきた姿からも明らかです。

日本の国内では、これまでは、自民党も、財界も、憲法の改正は困難と考え、解釈で改憲を行う手法、すなわち「解釈改憲」の方法で乗切ろうとする方針をとってきた。

しかし、財界がアメリカの要求であった規制緩和に組し、多国籍企業を通じて世界的に経済活動を広げ、また軍事産業を肥大化させてきた結果、軍隊をもつ「普通の国家」として日本を変えた方が収益確保のために望ましいと考え、憲法九条を中心に次第に改正の発言を強めてきました。

この結果、先の総選挙と参院選挙に際しては、政治資金を供与する評価の一つとして「マニフェスト」の形で長期・短期の政見を表明させ、二大政党化へと誘導してきました。その中で、憲法改正問題を政見中に組入れさせてきた結果、それが「公約」となり、憲法改正の気運を高めてきてきたのです。

同時に、先の衆議院選挙で衆院議席のうちで自民・民主の二大政党化が進み、国会の中で護憲勢力であった共産党と社民党が大きく後退したことが憲法改正を現実的なものにした要因に掲げられます。この二大政党化の現象は、もとをたどれば小選挙



憲法改正は アメリカの

— それは日本国民の生

区制を導入したことによって生じたものですが、選挙制度を変えたことで、信頼を失った自民党に代って民主党が勢力を大きくのばす結果となり、しかも民主党が今日憲法改正問題を「政権取りの駆け引き」に利用していることから、自民党がこの情勢を一気に利用して憲法「改正」をはかろうとしているのです。

これが、今日具体的スケジュールをもつて進められている憲法「改正」の姿です。

憲法改正は国民が望んでいない

以上でお分かりのように、今日の日本国憲法の「改正」は、第一に、アメリカの軍事的世界戦略から起きているものであり、日本と日本国民の安全を守るためのもではありません。第二に、これに日本の財界・大企業の要求が合致して指導されており、また第三に小選挙区制による自民と民主の大政党出現がこれを現実のものに押し上げたのです。

したがって、今日の憲法「改正」は、もともと国民の望んでいるものではありません。改正しようとする者は、いろいろな改正の「理由」らしいものを並べていますが、それらはむしろ違憲の解釈改憲を重ねてきた本来の責任を棚上げしたものであり、またアメリカに追随し、むしろ日本と国民の安全をないがしろにしているものといわね

ばなりません。

一例をあげると、憲法は現実と乖離している、世界を動かしているのはアメリカであり、だからアメリカに頼るべきだ、武力を保持しないのはテロの防止からも現実的でない、などとするものです。

しかし、それらは以下のように反論できるとでしょう。を言う者には、もともと現実には憲法に合わせてつくるものでないのか、は、アメリカは唯一の超大国であるが、これに無批判に従うのでなく、むしろアメリカの独断的な行動を抑えるために、世界各国と手を携えて平和を構築していく姿勢と努力が必要でないか、は、先制攻撃によっては、テロを根絶できないことはイラクで実証済みであり、むしろ一〇万人もの市民に犠牲者が出ていること自体がテロの温床となつていることを直視すべきでないか、などです。

日本の安全には憲法9条が不可欠

日本政府と与党がアメリカの世界戦略に迎合しているのは、日本と国民の安全にとってむしろ危険です。

日本が今後テロなどで攻撃をされず、国民の安全を守るためには、アメリカと連れ立って世界各地の紛争地域に自衛隊を派遣することは阻止すべきだと考えます。

そのためには、日本国憲法、とくにそ

の9条の明文「改正」を許さず、国民がこの一点で団結して、人類史上初めて到達しなされた日本の憲法を守り抜くことが大切であると考えます。

改正は私たちの力で阻止できる

現在、自民党が〇五年、民主党が〇六年に党の独自の改正案を公表するとしていますが、公明党を入れての三党の改正案の摺り合せは〇七年以降に持ち越される情勢です。

三党の9条改正内容を一本化させないと統一の改正案が完成しないことから、すでに指摘したとおり大きなへただりのある状況で果たして一本化が可能かどうかも危ぶまれています。

憲法改正の国会発議は、三党の統一案をもとに行うものとなりますから、改正統一案がいつ国会で三分の二の賛成を得て国民投票に付されるかは、今日見透しが立つておらず、全く未定という状況です。

したがって、改正を阻止する国民の立場からは、これを挫折させることも十分可能です。それには、国民がどれだけ団結して、改正反対の声をあげるにかかっていると考えるでしょう。

皆さん、私たちの生命と安全を守るために、日本国憲法の「改正」には強く「ノー」と言おうではありませんか

憲法九条と前文の改正を許すな!!



朝日新聞2004年12月6日付

憲法前文1項 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢（けいたく）を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍（さんか）が起ることをないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

憲法前文2項 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に

信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従（れいじゆう）、圧迫と偏狭（へんきょう）を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

一九四七年（昭和二十二年）に文部省が発行した中学一年生用の社会科の教科書「あたらしい憲法のはなし」では、「戦争の放棄」について次のように記載しています。

いまやつと戦争はおわりました。二度とこんなおそろしい、かなしい思いをしたくないと思いませんか。……戦争は人間をほろぼすことです。世の中のよいものをこわすことです。（中略）

そこでこんどの憲法では、日本の国が、けつして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、兵隊も軍艦も飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。……これを戦力の放棄といえます。「放棄」とは「すててしまう」ということです。しかしみなさんは、けつして心ほそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。世の中に、正し

いことぐらい強いものはありません。
もう一つは、よその国と争いごとがおこったとき、けつして戦争によって、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。おだやかにそうだんをして、きまりをつけようというのです。……これを戦争の放棄というのです。

日本国憲法9条は 東アジアの安全保障「条約」

一九三一年から一五年間の日本の侵略戦争により二千万人以上のアジア・太平洋の人々が犠牲になりました。最大の被害国中国では、軍人の死傷者三百万人に対し、一般民衆の死傷者は千八百万人以上といわれています。日本の植民地支配下の朝鮮では、三六万人が軍人として戦場にかりたてられ、「強制連行」により百万人が過酷な労働に従事させられ、二〇万人を越える人々が犠牲になりました。

同時にこの戦争によって三一〇万

憲法
特集

中米のコスタリカは一九四九年に憲法で軍隊を廃止し、以来五十年間非武装をつづけています。六〇回以

対話こそ紛争解決の手段

人の日本国民が犠牲になりました。原爆により、一九四五年末までに広島では一四万人、長崎では七万人が死亡し、その後の放射線被害を含めると現在までに約二八万人が死亡したと推定されます。沖縄では日本軍が沖縄県民を無残な「決戦」にひきずりこみ、二〇数万人が犠牲になりました。東京大空襲では非人間的な「無差別絨毯（じゅうたん）爆撃」や、ガソリン散布による「焼夷弾（しょういだん）攻撃」で八万人が死亡しました。

日本が戦力を放棄したことは、侵略戦争の被害者である東アジアの人々に対する最大の安全保障だったはずで、「過去に目を閉ざそうとするものは現在にも盲目となる」。ドイツのワイゼッカー前大統領の名言です。

上の憲法改正をしていますが、非武装条文は一度も変更されていません。コスタリカは農業国で経済的には貧しいですが、民主主義、福祉、教育、環境保護がとて進んだ国です。

コスタリカの首都サンホセ市民への直撃インタビュー記事です。

国立博物館の守衛さん、露天商のおじさん、女子学生、デート中の職人、家政婦さん、タクシートの運転手さんなどに、「あなたの国は軍隊がないけれど、もし他の国から武力行使されたときのことを考えると不安を感じませんか。」と質問したところ、「不安を感じる」と答えた人は一人もなく、次のような答えが返ってきました。

「軍隊をもつことで、かえって他国からの武力攻撃にさらされやすくなる」。「軍隊をもたず何の反撃もできない国に武力行使するなどということはそもそもありえない。もしそんなことをしたら、他の民主国家が許すはずがない」。

「人が嫌がることさえしなければ、人から嫌なことをされたり、攻撃をうけることはない。自分は、そういう教育をうけてきたし、自分の子どもにもそう教育している。国と国との間も同じで、軍隊をもってまわりの国に圧力をかければ、必ず自分と同じ目にあう」。

「武力行使される前に、ちゃんと話合いで問題解決をはかっておけば問題はおきない。そういう努力をせず、他国から武力行使されることだけ考えるのは現実性がない」。「紛争が起きないようにするためには何といても話合いが大事。それに相手を許すという気持ち、寛容さも大切」。

「軍隊をもたないからこれだけ教育にお金をかけ、平和な暮らしができるんだから、軍隊をもつなんてことは全然考えられない」。(コスタリカと手をたずさえて平和をめざす会)発行『コスタリカ報告集』より)

コスタリカの中学二年生の公民の教科書に次のようにあります。

「私たちは、軍隊のない、対話、尊重、交渉を通して、紛争を解決することを習慣とする、大変平和を愛する国民です」。「対話は、文明化された国々、人々にとって、その違いや紛争を解決するために使用する、最も適した方法です」。

ユネスコ憲章にも

日本国憲法前文2項にいう「人間相互の関係を支配する崇高な理想」「平和を愛する諸国民の公正と信義への信頼」も、このような対話による紛争解決を意味しています。

ユネスコ憲章（国際連合教育科学文化機関憲章）前文は、次の文章で始まっています。

「戦争は人の心の中で生まれるものだから、人の心の中に平和の砦（とりで）を築かなければならない。」



憲法が保障する基本的人権を、 どう変えようとしているのか。

日本国憲法

第一三条（個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重） すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第二四条（家族生活における個人の尊厳と両性の平等） 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二五条（生存権、国の生存権保 障義務） すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

戦前の日本の憲法、いわゆる明治憲法は、天皇主権のもとでも立憲君主制の立場をとっていました。しかし、民主主義と人権擁護の基盤はなく、国民の権利は国のために大幅に制限できるとしていました。この結果、国民は個人としては尊重されず、言論をはじめ基本的人権は、出版法、治安維持法などの制定で圧殺されていました。

日本国憲法はこれを反省して、民主主義と人権擁護の基礎を定めました。男女を問わず、財力を問わず、全て国民は個人として尊重され平等であることを保障し、貧しい人々にも医療費、各種の手当などにより社会保障として救済の手を差し延べることを国の義務として保障してきたのです。

ところが、現在の自民党などの改憲派は、この民主主義と人権擁護の基礎を大きく変えようとしています。

「新しい人権」の問題点

改憲派は、環境権やプライバシー権などの新しい人権が憲法に定められていないのはおかしい、それらの新しい人権保障のためにも、憲法改正を行わなければならないと主張します。これは、憲法に、環境権やプライバシー権といった文言はありませんので、一見するともっともらしい主張のように聞こえます。

しかし、これらの新しい人権は、現憲法でも対応でき、保障されています。憲法13条は「個人の尊重」を

憲法特集

宣言し、「幸福追求権」を保障しています。ここには人格権（人間が人間らしく生きるために必要な権利）が包括的に認められており、環境権やプライバシー権はこの人格権のなかに含まれ保障されているのです。

憲法が国民を縛る道具に

もつとも、新しい人権を明文で規定すること自体には問題はないとの意見があります。

確かに、現憲法に新しい人権を加えるだけの改憲であれば、問題は少ないと言えます。しかし、それが改憲の本当の理由でないことに問題があるのです。

自民党案ばかりでなく、民主党案も、憲法の性格を変えたうえ、権利の保障ばかりでなく、義務や責務を盛り込みたいと主張しています。つまり、憲法に「国民は、○●しななければならない」という義務の規定も

多く定めたいとするのです。
この考え方を前提とすると、新しい人権は「権利」としてのみ定めら

れるのではなく、「義務、責務」を伴うものとしても定められることになりません。

そして、このように国民の権利に義務が伴うこととすると、相対的に、「権利」としての保障も極めて薄弱ものとなり、内容からも憲法の基本の性格を根本から変えてしまうでしょう。

戦前の明治憲法に近いものになってしまつてよいのでしょうか。

**両性は「不平等」、
社会保障は「骨抜き」に**

自民党案は、「婚姻・家族における両性平等の規定（現憲法24条）は、家族や共同体の価値を重視する観点から見直すべきである」と明記し、「社会連帯・共助の観点からの「公共的な責務」として「家族を扶助する義務を設けるべきである」としています。

このような復古的・全体主義的改憲案は一体何を目指しているのでしょうか。

それはまず、社会連帯を強調している点から分かります。自民党案は、「社会権規定（現憲法25条）にお



国が、性別にかかわらず一人ひとりの社会的経済的弱者を保護し、実質的平等を実現することを保障しているのです。

ところが、自民党案は、改憲を通じて社会保障を社会連帯の責任に移し、保障対象者も個人から世帯単位に移そうとしています。これは、女性が親を介護し、育児を担うことを基本とし、女性に介護、育児を無償労働として肩代わりさせ、国の財政負担が増えないようにしたいと考えているからなのです。

次に、現在、医療費負担増、年金給付削減など福祉が大きく切り下げられ、その一方で、法人税減税や規制緩和などの大企業への手厚い保護政策が次々とられるなど、福祉国家の実現とは逆の政治が行われています。この現状を正当化し、押し進めるためにも、社会権条項の改悪を行おうとしているのです。

さらに、国防の観点からみても分

かります。自民党は、「公共の責務（義務）」として「家族を扶助する義務」とともに、「非常事態における国民の協力義務」までも掲げます。これらを合わせてみれば、国防の義務は主に男性の義務となり、その男性を私的な領域で支え、家族を扶助する義務が主に女性に対して向けられていくことになるのです。

どちらが国民の憲法であるかは多くを言わなくても分かると思いますが。

国のための教育で 将来はどうなるか

現在、改憲の動きとほぼ連動して、教育基本法の「改正」の動きが活発になっていきます。

そもそも、教育の目的を定めた教育基本法は、日本国憲法の理想の実現のため定められた法律であり（前文）、日本国憲法と密接不可分の関係にあります。

そのため、同法は「われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造を目指す教育を普及徹

底しなければならぬ。」（前文）、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」（第1条）と定めているのです。

このように教育基本法が憲法と密接不可分の関係にあることから、改憲派は、教育基本法の「改正」を改憲の先駆けとして考えています。

では、この教育基本法「改正」の中身はどのようなものでしょうか。それは主に、選別教育の実施、すなわち少数のエリート（「勝ち組」と大量の使い捨て労働者（「負け組」）を分離したうえで育成することにより、子供たちの将来を早くから分け、「愛国心」「公共心」をもって国民統合を行うとの2つです。

今回の教育基本法「改正」の方向はすべて、「二一世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」という目標から導かれています。つまり、二一世紀を国際社会における大競争の時代ととらえ、これを乗り越えていくための国や財界に役に立つ

エリートの養成を目指し、そこに国の教育費をつぎ込もうというのです。しかも、その結果作られる大量の人々を、今以上に使い捨て労働者として、安い賃金で使おうと考えているのです。

この結果、エリートでない圧倒的多数の平均的な子供たちは、個性豊かでもかえって切り捨てられ、早くから「負け組」とのレッテルを貼られるおそれがあります。

また、多くの子供たちは学ぶ意欲・将来への展望の持てなくなり、この子供たちの不安・不満を和らげ、社会への統合を図るために用意されているのが「愛国心」「公共心」なのです。「愛国心」「公共心」を強調する教育により、子供たちは「日本人としての自覚」を持つことを優先され、「個」を否定し、「国」や「公共」のために自己を捧げる、すなわち戦争に協力する心構えを持たされる「普通の国」の国民に変えさせられることになるでしょう。

現在、各自自治体において、日の丸掲揚・君が代斉唱の指示が強められており、東京都では、教師への職務命令という形での強制までされています。教育基本法が改正されたう

改憲までされてしまうと、日の丸・君が代の強制がますます正当化され、国民全体に広がっていくことになるでしょう。

民主主義と人権を国民の手に

憲法が日本の社会の基礎として求める民主主義と人権は、このようにいま危機的状況に直面しているので

す。

復古的・全体主義的憲法改正とは、とりも直さず歴史を元へ戻し、遅れた社会に引き戻すことです。

これまで、日本国憲法は政治の力によって全面的実現を阻まれてきたこと、しかし、今回の改憲を阻止することによって、国民は戦後をはじめ日本国憲法を自らの憲法として自覚し、これを高めていく契機となるでしょう。

それは、国民が民主主義と人権をみずからの手でいっそう発展させるきっかけとなるのです。

みなさん、日本国憲法の改憲を阻止するためにがんばりましょう。

金融対策弁護団一〇年の活動に感謝の会

自主ローン対策の実施・裁判の和解で大きな成果

昨年一二月九日東京北法律事務所を中心とした金融対策弁護団（六名）が一〇年に及んだ活動を終え、新カレッツ・ジタウン管理組合と五つの各訴訟団の合同主催による弁護団への感謝の会が四谷で開催された。

バブル期にオリックス、千代田生命などの金融が不動産開発業者のライベックスと提携し、一室の区分所有者をさらに細分化して、東京八王子・カレッツタウンのマンション購入者に大きな債務を負わせた被害事件で、金融に対し自主的なローン返済計画を立案・実行したこと、裁判における和解では元本の大幅カットと高率の利息及び損害金の免除又は大幅な低減などを勝ち取り、これによってマンション購入者の生活を支え、一〇年の間一〇〇名以上に及ぶ救済の処理を終えたものである。

席上、マンション管理組合内に金融対策部を設置し、異例にも組合員の生活権擁護に当った管理組合法人の桃井唯史理事長から弁護団への感謝の辞と各弁護士への表彰状の授与があり、五

つの訴訟団長が団員を代表して感謝の辞を述べられた。

これに対し、弁護団を代表して弁護団長鳥生忠佑弁護士から事件を省みでの総括と成果・教訓を述べ、新カレッツ・ジタウン管理組合の今後の発展と老齢を迎える訴訟団全員の健勝を気遣い、カレッツ・ジタウン全体で七一五室の連帯を基礎にした新たな生活を築かれ、さらなる幸せを得られるよう答辞が述べられた。



その後、弁護団は関係者となごやかな懇親の中で共に語り合い、帰路についた。

写真は表彰を受けた弁護団である（右から坂田、青木、鳥生、富田、井浦の各弁護士）



旧古河庭園

旧古河庭園は、武蔵野台地の南斜面という地形を巧みに利用した大正初期を代表する貴重な庭園です。

この庭園は元々は明治元勲・陸奥宗光の別邸でしたが、宗光の次男が、銅山の成功で財を成した古河財閥の養子になった時、邸宅も古河家の所有となりました。戦後、国へ所有権が移り、地元の要望などを取り入れて、東京都が国から無償で借り受け、一般公開したのも



のです。

旧帝国博物館や鹿鳴館を設計した英国人のジョサイア・コンドル博士によるゴシック様式の洋館のほか、台地から傾斜地にかけての洋風庭園、低地には心字池を中心とした京都の著名な庭師植治こと小川治兵衛の手がけた和風回遊式庭園があり、和洋の様式が巧みに調和した景観が見事な庭園です。

春と秋にはバラと洋館のライトアップが行われ、十一月末には日本庭園を主体として庭園全体が紅葉に染まりま

す。新東京百景名勝として昭和五十七年八月四日に東京都文化財に指定されています。

大正文化が薫りたち、四季折々の花が咲き乱れる緑の多いこの場所では少し都会の中での静寂が楽しめます。

東京北法律事務所でも
九条の会結成へ

弁護士 鳥生忠佑



憲法「改正」の動きが強まる中、昨年暮

れから、全国各地で、また団体ごとに、文化人九人の方々の呼びかけに応じて「九条の会」が次々と結成されています。東京北法律事務所でも、依

紺碧の日本海から東京へ

弁護士 青木 護



昨年一月の事務所旅行で能登半島の

突端に建つランプの宿を訪れました。海岸際の露天風呂からの眺めは格別。また九十九湾では透明度の高い紺碧の日本海に感動し、船底からたく

頼者・知人の方々に呼びかけて、一月二七日今年の新春セミナー開催の機会に、「東京北法律・九条の会」の結成総会を持ちたいと予定しています。ぜひ新春セミナーとつづく結成総会にご出席下さい。

北事務所が所在する北区でも、私も呼びかけ人となって「北・九条の会」(仮称) 結成の企画が進んでいます。今年が戦後六〇年。平和憲法がすでに根づいたところで復古的・全体主義的な方向に憲法改悪を行うことは国民が強く拒否するでしょう。この

さんの魚も見ました。輪島の朝市の帰りに寄った喫茶店。輪島塗のテーブルに置かれた輪島塗の漆器で飲んだコーヒ

ーのこともよい思い出です。あのきれいな空気を取り戻そうと始まった東京大気汚染公害裁判も九年目。裁判所への百万署名を開始しました。幹線道路沿道だけではなく東京の面的汚染の責任をトヨタなどの自動車メーカーにとらせるまで、たたか

いは続きます。ご支援をお願いします。

ことを信じ、今年の事務所ニュースも特集号としてお送りします。今年もよろしくお願ひします。

運転時の
携帯電話使用禁止

弁護士 坂田洋介



一月一日より改正道路交通法が施行

され、自動車運転時の携帯電話の使用に対し、罰則等が定められました。この改正に対しては、信号待ちの場合はいいのか、ハンズフリー装置を使っている場合はいいのか、などが話題となっています。しかし、いず

れも「どうすれば使えるか」という視点です。そもそも運転時の携帯電話の使用が危険なことは明らかです。自分及び他人の生命身体のため、一人ひとりが運転時の使用を取りやめるよう心がけてもらいたいものです。

平和憲法を守ろう

事務局 岡田幸代

昨年佐世保で起きた小学六年の女の子の同級生殺害事件に衝撃を受けた。奈良の小一女児誘拐殺人事件など悲しい事件が多発している。イラクでは戦火の下で多くの市民・子どもが犠牲になっており、ニュースで毎日のように報道されている。どの命もかけがえない大切な命。いま、日本では憲法九条「改正」の動きが急速となっ

ている。命の大切さを子ども達に教えるには、平和を守るために大人がまず行動しなくてはいけないと思う。

「自由が安全か」

事務局 竹澤美弥子

バリのデンパサールへ降り立ったのは昨年十月。私はこの旅で四日間、バリ島随一の繁華街とされるクタへ滞在した。様々な人種が行き交うこの地はとても活気溢れるものだった。一方、その中心地の一面に、二〇〇二年十月の爆破テロの爪跡があった。平和への願いを込めたモニUMENTが当時の悲慘さを物語っていた。

近年の「改憲」の動きの中で論議の中心になっているのが憲法九条だ。一昨年の有事法制ができ、他方テロ対策特措法等といった、米軍を支援するための枠組みを、日本は作ってきた。

自衛隊が守ろうとしているものは、本当に「日本の安全」なのだろうか？ 平和と生存は一体のものであり、「自由も安全も」という適切なバランスをどうとっていくかという対応策を真剣に考える時期にきているのだと痛感した。

